

法令及び定款に基づくインターネット開示事項

第42期（平成29年8月1日から平成30年7月31日まで）

事業報告の「業務の適正を確保するための体制」

計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

（ご参考）「連結株主資本等変動計算書」

株式会社大和コンピューター

事業報告の「業務の適正を確保するための体制」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.daiwa-computer.co.jp/jp/>) に掲載することにより、株主の皆様にご提供しております。

業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役会における決議内容

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- 1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会規程に従い、重要な意思決定は取締役会の付議事項とし、取締役会での協議・検討を通じて相互に監督を行う体制を整えております。
 - ・社外取締役を選任し、取締役会の監督機能を強化するとともに、当社及び当社グループの経営に関する助言を得ることにより、取締役会の意思決定の信頼性を高めます。
 - ・重要な法務的問題及びコンプライアンスに関する事項については、社外の弁護士と適宜協議し指導を受けることとしております。

- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理が適切に行われるよう、取締役会規程において、情報の保存及び管理の方法に関する事項を定めております。
 - ・取締役会の決定に関する議事録、稟議書などの書類については、社内規程に則り保存し、閲覧可能な状態を維持しております。

- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・想定できるリスク発生の可能性について各部門、各グループ会社から情報収集し、部門長会議等を通じて適切な指針・方針を伝達するなどリスク発生の回避に努めております。また、重要な問題につきましては取締役会で適切かつ迅速に対応する体制を整えております。

- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会規程に従い、定例の取締役会を原則毎月1回開催しており、当社の業務執行を決定するとともに、月次の業績動向等の報告を行っております。なお、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。

- 5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・社長室が内部監査人として、必要な監査・調査を定期的を実施し、監査結果は代表取締役社長に報告されております。なお、内部監査人は監査役、会計監査人と密接な連携をとっております。

- 6) 次に掲げる体制その他の当該株式会社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当該株式会社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（以下の③及び④において「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
 - ・取締役会規程に従い開催される定例の取締役会にて、子会社の業務執行や月次の業績動向等の報告を行っております。なお、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。
 - ② 当該株式会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・子会社の想定できるリスク発生の可能性について情報収集し、取締役会を通じて適切な指針・方針を伝達するなどリスク発生の回避に努めるとともに、重要な問題につきまちは適切かつ迅速に対応する体制を整えております。
 - ③ 当該株式会社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・子会社は、取締役会規程に従い、定例の取締役会を原則毎月1回開催しており、子会社の業務執行を決定するとともに、月次の業績動向等の報告を行っております。なお、必要に応じ臨時取締役会を開催しております。
 - ④ 当該株式会社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・取締役会規程に従い、重要な意思決定は取締役会の付議事項とし、取締役会での協議・検討を通じて相互に監督を行う体制を整えております。
 - ・社長室が内部監査人として、必要な監査・調査を定期的を実施し、監査結果は代表取締役社長に報告されております。なお、内部監査人は監査役、会計監査人と密接な連携をとっております。
 - ・重要な法務的問題及びコンプライアンスに関する事項については、社外の弁護士と適宜協議し指導を受けることとしております。
- 7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・当社は、監査役職務を補助する専任の使用人は置いておりませんが、内部監査人が監査役と連携をとり、内部監査部門の独立性を保ちながら、監査役職務遂行に必要な事項（調査依頼、情報収集等）を適宜補助しております。

- 8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・専任の使用人の代わりとしての内部監査人は、内部監査部門の独立性を保ちながら、監査役の職務遂行に必要な事項（調査依頼、情報収集等）を適宜補助しております。
- 9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
 - ・内部監査人は、指示に対する監査役の職務遂行に必要な事項（調査依頼、情報収集等）を監査役に報告しております。
- 10) 次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制
 - ① 当該監査役設置会社の取締役及び会計参与ならびに使用人が当該監査役設置会社の監査役へ報告をするための体制
 - ・取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行っております。また、取締役及び使用人は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、監査役に都度報告することにしております。
 - ② 当該監査役設置会社の子会社の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当該監査役設置会社の監査役に報告をするための体制
 - ・監査役監査規程に従い、定例の監査役会を原則毎月1回開催しており、子会社の業務執行について監査役に報告を行っております。
- 11) 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・当該株式会社及び子会社に共通に適用される内部通報制度運用規程において、相談または通報者の保護を図っております。
- 12) 当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査役の職務の執行が円滑になされるために必要な監査費用は、適宜、稟議規程に従って承認を得ております。
- 13) その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・監査役は、取締役会及び部門長会議への出席のほか、内部監査人、会計監査人と連携しつつ稟議案件・業務及び財産の状況調査を通じて取締役の職務の執行を監査する体制を整えております。

- 14) 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・当社は、金融商品取引法が求める財務報告に係る内部統制評価制度に適切に対応するため経営企画部を中心に体制を整え、財務報告の信頼性を確保する内部統制システムを構築しております。
- 15) 反社会的勢力排除に向けた体制
 - ・当社は、「行動規範」において、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを定め、不当要求に対しては、弁護士、警察等の外部機関と連携し、組織的な対応を行います。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況に関する概要は以下のとおりです。

- 1) 取締役の職務遂行に関する事項
 - ・当事業年度において取締役会を13回開催し、法令等に定められた事項や経営方針、予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経營業績の予算実績の分析・評価・対策を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議しました。
- 2) 監査役の職務遂行に関する事項
 - ・当事業年度において監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査しました。
- 3) 財務報告の信頼性の確保に関する事項
 - ・当事業年度において財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施しました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち行うことにより適正性を確保しました。
- 4) コンプライアンス、リスク管理に関する事項
 - ・当事業年度においてコンプライアンスリスク、経営リスク等全社的なリスク管理を行い、状況に応じて適宜対処しております。また、コンプライアンス教育の一環として、役員・社員が社外の関連セミナー等へ参加しました。
- 5) 反社会的勢力排除に向けた体制に関する事項
 - ・取引先に対して取引時の事前確認を専門部署が行うとともに、企業防衛対策協議会に加盟し、定期的な情報収集を実施しました。

株主資本等変動計算書

(平成29年8月1日から
平成30年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合計
		資 本 準備金	その他資本 剰余金	資 本 剰余金 合計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合計		
						別 途 積立金	繰越利益 剰余金			
平成29年8月1日残高	382,259	287,315	232	287,548	3,640	800,000	1,599,964	2,403,604	△12,732	3,060,679
事業年度中の変動額										
剰余金の配当							△48,906	△48,906		△48,906
当期純利益							216,568	216,568		216,568
自己株式の取得									△602	△602
自己株式の処分			88	88					48	137
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	—	—	88	88	—	—	167,662	167,662	△553	167,197
平成30年7月31日残高	382,259	287,315	321	287,636	3,640	800,000	1,767,626	2,571,266	△13,286	3,227,876

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成29年8月1日残高	152,949	152,949	3,213,628
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△48,906
当期純利益			216,568
自己株式の取得			△602
自己株式の処分			137
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)	41,288	41,288	41,288
事業年度中の変動額合計	41,288	41,288	208,486
平成30年7月31日残高	194,238	194,238	3,422,115

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する事項

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

イ 子会社株式・・・・・・・・・・移動平均法による原価法によっております。

ロ その他有価証券

・時価のあるもの・・・・・・・・・・事業年度末における市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・時価のないもの・・・・・・・・・・移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

・商品・仕掛品・・・・・・・・・・個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産・・・・・・・・・・定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～50年

② 無形固定資産・・・・・・・・・・定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金・・・・・・・・・・売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金・・・・・・・・・・従業員に対して支給する賞与にあてるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ プログラム保証引当金・・・・・・・・・・販売済ソフトウェア製品の保証期間中における補修費にあてるため、売上高に対する過去の実績率及び個別案件に対する見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金・・・・・・・・・・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤ 受注損失引当金・・・・・・・・・・ソフトウェアの請負契約に係る開発案件の損失に備えるため、当事業年度末において損失の発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる開発案件について、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失を引当計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益及び費用の計上基準

イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約・・・・・・・・・・工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

ロ その他の契約・・・・・・・・・・工事完成基準

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理・・・・・・・・・・税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 追加情報

該当事項はありません。

5. 貸借対照表に関する注記

- | | |
|------------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 731,659千円 |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | |
| 短期金銭債権 | 10,653千円 |
| 短期金銭債務 | 843千円 |

6. 損益計算書に関する注記

- | | |
|--|----------|
| (1) 関係会社との取引高 | |
| ① 売上高 | 80,903千円 |
| ② 仕入高及び外注費 | 12,923千円 |
| ③ 販売費及び一般管理費 | 151千円 |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 5,400千円 |
| (2) 研究開発費に関する注記 | |
| 一般管理費に含まれている研究開発費 | 3,227千円 |
| (3) 売上原価に含まれる受注損失引当金繰入額 (△は戻入額) △6,000千円 | |

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
発行済株式				
普通株式 (注) 1, 2	2,472千株	247千株	－千株	2,720千株
自己株式				
普通株式 (注) 1, 3	27千株	3千株	0千株	30千株

- (注) 1. 当社は、平成30年8月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行っておりますが、当該注記に記載している事項は、株式分割前の株式数を基準としております。
2. 発行済株式の普通株式の増加247千株は、平成29年8月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行ったことによる増加であります。
3. 自己株式の増加3千株のうち、2千株は、平成29年8月1日付の株式分割による増加であり、0千株は、単元未満株式の買取等による増加であります。また自己株式の減少0千株は、単元未満株式の買増請求による減少であります。

- (2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

平成29年10月26日開催の第41期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 48,906千円
- ・1株当たり配当額 20円
- ・基準日 平成29年7月31日
- ・効力発生日 平成29年10月27日

- ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
平成30年10月26日開催予定の第42期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・株式の種類 普通株式
- ・配当金の総額 51,100千円
- ・1株当たり配当額 19円
- ・基準日 平成30年7月31日
- ・効力発生日 平成30年10月29日

- (3) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
未払役員退職金	31,340千円
賞与引当金	23,793千円
退職給付引当金	48,311千円
プログラム保証引当金	322千円
減価償却限度超過額	1,970千円
未払事業税	4,850千円
減損損失	3,035千円
その他	6,620千円
繰延税金資産小計	120,245千円
評価性引当額	△31,860千円
繰延税金資産合計	88,385千円

(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	85,643千円
繰延税金負債合計	85,643千円
繰延税金資産の純額	2,741千円
繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
流動資産－繰延税金資産	33,775千円
固定負債－繰延税金負債	31,034千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な原因別の内訳

法定実効税率	30.9%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等の益金不算入	△0.1%
住民税等均等割	0.3%
法人税留保金課税	2.6%
評価性引当額の増減	△0.1%
雇用者給与増加税額控除等	△2.1%
その他	△0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.4%

9. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

10. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、所要資金を自己資金の充た及び金融機関からの借入れにより調達しております。余裕資金は主に安全で流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、一切行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）に晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場リスク（市場価格の変動リスク）に晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ 信用リスクの管理

当社は、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日及び残高を管理し、取引先の状況把握に努めております。

ロ 市場リスクの管理

当社は、定期的に株価や取引先企業の財務状況、市場金利の動向を把握しております。

ハ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、月次に入金と出金のスケジュールを作成して、資金繰りを管理するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年7月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注)2.参照)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
① 現金及び預金	1,984,738	1,984,738	—
② 売掛金	301,820	301,820	—
③ 投資有価証券	353,344	353,344	—
資産計	2,639,904	2,639,904	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

① 現金及び預金、② 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券 非上場株式	8,500
小計	8,500
関係会社株式 子会社株式	181,400
小計	181,400
合計	189,900

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③ 投資有価証券」には含まれておりません。

関係会社株式については、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

11. 賃貸等不動産に関する注記

重要性がないため記載を省略しております。

12. 関連当事者との取引に関する注記

重要性がないため記載を省略しております。

13. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,156円73銭
- (2) 1株当たり当期純利益 73円20銭

(注) 当社は、平成30年8月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

14. 重要な後発事象に関する注記

(株式分割)

当社は、平成30年7月13日開催の取締役会の決議に基づき、次のように株式分割を行っております。

(1) 株式分割の目的

投資家の皆様に、より投資しやすい環境を整えるため、投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として、株式分割を行いました。

(2) 株式分割の概要

① 分割の方法

平成30年7月31日(火)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1株につき1.1株の割合をもって分割いたしました。

② 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	2,720,223株
今回の分割により増加する株式数	272,022株
株式分割後の発行済株式総数	2,992,245株
株式分割後の発行可能株式総数	6,912,000株(変更なし)

③ 分割の日程

基準日の公告日	平成30年7月16日(月)
基準日	平成30年7月31日(火)
効力発生日	平成30年8月1日(水)

(3) 1株当たり情報に及ぼす影響

これによる影響については、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して計算しており、「13. 1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

(ご参考)

連結株主資本等変動計算書

(平成29年8月1日から
平成30年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計	
平成29年8月1日残高	382,259	287,548	2,395,236	△12,732	3,052,311	152,949	152,949	3,205,260
連結会計年度中の変動額								
剰余金の配当			△48,906		△48,906			△48,906
親会社株主に帰属する 当期純利益			230,306		230,306			230,306
自己株式の取得				△602	△602			△602
自己株式の処分		88		48	137			137
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)						41,288	41,288	41,288
連結会計年度中の変動額合計	—	88	181,400	△553	180,935	41,288	41,288	222,224
平成30年7月31日残高	382,259	287,636	2,576,636	△13,286	3,233,246	194,238	194,238	3,427,484

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。